

令和7年9月18日

# 第3回定例会議案

厚真町議会

付 議 案 件

| 番 号      | 件 名                                                 |
|----------|-----------------------------------------------------|
| 同意第 1 号  | 厚真町教育委員会委員の任命について                                   |
| 同意第 2 号  | 自治功労賞表彰について                                         |
| 議案第 1 号  | 厚真町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について              |
| 議案第 2 号  | 厚真町子ども・子育て会議設置条例の制定について                             |
| 議案第 3 号  | 厚南老人デイサービスセンター設置条例の廃止について                           |
| 議案第 4 号  | 厚真町高齢者生活福祉センター条例の一部改正について                           |
| 議案第 5 号  | 厚南老人デイサービスセンターの指定管理者の指定事項の変更について                    |
| 議案第 6 号  | 町道軽舞豊丘線官光橋架替工事（上部工）請負契約の締結について                      |
| 議案第 7 号  | 財産の取得について                                           |
| 議案第 8 号  | 財産の取得について                                           |
| 議案第 9 号  | 令和 7 年度厚真町一般会計補正予算（第 7 号）について                       |
| 議案第 10 号 | 令和 7 年度厚真町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について               |
| 議案第 11 号 | 令和 7 年度厚真町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について                |
| 議案第 12 号 | 令和 7 年度厚真町介護保険事業特別会計補正予算（保険事業勘定補正予算（第 2 号））について     |
| 議案第 13 号 | 令和 7 年度厚真町介護保険事業特別会計補正予算（介護サービス事業勘定補正予算（第 1 号））について |
| 議案第 14 号 | 令和 7 年度厚真町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）について                   |
| 議案第 15 号 | 令和 7 年度厚真町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について                    |
| 議案第 16 号 | 北海道市町村総合事務組合規約の一部変更について                             |
| 議案第 17 号 | 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部変更について                           |
| 議案第 18 号 | 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部変更について                       |
| 報告第 1 号  | 所管事務調査報告について（各常任委員会）                                |
| 報告第 2 号  | 委員会調査報告について（各特別委員会）                                 |

|         |                                     |
|---------|-------------------------------------|
| 報告第 3 号 | 財政援助団体等に関する監査の結果報告について              |
| 報告第 4 号 | 定期監査の結果報告について                       |
| 報告第 5 号 | 現金出納例月検査の結果報告について                   |
| 報告第 6 号 | 教育委員会の事務事業の点検・評価報告について              |
| 報告第 7 号 | 専決処分の報告について                         |
| 報告第 8 号 | 令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について    |
| 認定第 1 号 | 令和 6 年度厚真町一般会計歳入歳出決算の認定について         |
| 認定第 2 号 | 令和 6 年度厚真町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 認定第 3 号 | 令和 6 年度厚真町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  |
| 認定第 4 号 | 令和 6 年度厚真町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について   |
| 認定第 5 号 | 令和 6 年度厚真町簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定について     |
| 認定第 6 号 | 令和 6 年度厚真町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について      |



同意第 1 号

**厚真町教育委員会委員の任命について**

厚真町教育委員会委員に次の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき町議会の同意を求める。

令和 7 年 9 月 1 8 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

記

\_\_\_\_\_

金 光 え り

\_\_\_\_\_

同意第 2 号

自治功労賞表彰について

厚真町表彰条例により、次の者を自治功労賞表彰したいので、同条例第 3 条第 3 項の規定に基づき町議会の同意を求める。

令和 7 年 9 月 1 8 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

| 住 氏 所 名<br>(生年月日)                                     | 事 績 の 概 要                                                                                                                                                                                                                                                                     | 公 職 歴 等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <div> <div></div> <div>大橋 正治</div> <div></div> </div> | <p>平成18年から令和7年までの19年余の長きにわたり、厚真町社会福祉協議会理事、副会長および会長を務め、卓越した識見と指導力をもって、本町の社会福祉の増進に尽くされました。</p> <p>さらには、平成13年から令和元年までの18年間の長きにわたり民生委員児童委員、平成17年から現在に至るまでの19年間、保護司を務められているほか、国民健康保険運営協議会委員、健康づくり推進協議会委員、まちづくり委員会委員などの要職を歴任し、本町の行政およびまちづくりの推進に寄与されるなど、町政の進展に尽くされた功績は誠に顕著であります。</p> | <div> <div>厚真町社会福祉協議会理事</div> <div>自 平成18年 3月29日</div> <div>至 平成25年12月18日</div> </div> <div> <div>厚真町社会福祉協議会副会長</div> <div>自 平成25年12月19日</div> <div>至 令和 2年 8月 5日</div> </div> <div> <div>厚真町社会福祉協議会会長</div> <div>自 令和 2年 8月 6日</div> <div>至 令和 7年 6月29日</div> </div> <div> <div>民生委員児童委員</div> <div>自 平成13年12月 1日</div> <div>至 令和 元年11月30日</div> </div> <div> <div>保護司</div> <div>自 平成17年12月 1日</div> <div>至 現職</div> </div> <div> <div>国民健康保険運営協議会委員</div> <div>自 令和 2年 8月 6日</div> <div>至 令和 7年 6月29日</div> </div> <div> <div>健康づくり推進協議会委員</div> <div>自 令和 2年 8月 6日</div> <div>至 令和 7年 6月29日</div> </div> <div> <div>まちづくり委員会委員</div> <div>自 令和 2年 8月 6日</div> <div>至 令和 7年 6月29日</div> </div> |

議案第 1 号

厚真町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

厚真町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定しようとする。

令和 7 年 9 月 1 8 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚真町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準  
を定める条例

目次

第1章 総則（第1条～第4条）

第2章 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

第1節 通則（第5条～第19条）

第2節 乳児等通園支援事業の区分（第20条）

第3節 一般乳児等通園支援事業（第21条～第24条）

第4節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雑則（第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 乳児等通園支援事業 法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。

（2） 乳児等通園支援 乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。

（3） 利用乳幼児 乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。

(最低基準の目的等)

第3条 この条例に定める基準（以下「最低基準」という。）は、明ら  
くて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受  
けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支  
援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支  
援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成  
されることを保障するものとする。

2 町は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」  
という。）は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上さ  
せなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園  
支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営  
を低下させてはならない。

3 町長は、利用乳幼児の保護者を含む児童の保護者その他児童福祉  
に係る当事者の意見を聴き、乳児等通園支援事業者に対し、最低基  
準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することが  
できる。

## 第2章 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

### 第1節 通則

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮する  
とともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければな  
らない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利

用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

- 3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。
- 7 乳児等通園支援事業者又はその職員は、厚真町暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第20号）第2条に規定する暴力団または暴力団員等であってはならない。

（乳児等通園支援事業者と非常災害）

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするよう努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活にお

ける安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を行行する場合の所在の確認）

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事の提供を行う場合に備える設備)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（乳児等通園支援事業所外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該乳児等通園支援事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに乳児等通園支援の提供を行わない日

- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに乳児等通園支援事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項  
(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要

な改善を行わなければならない。

## 第 2 節 乳児等通園支援事業の区分

第 20 条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業に区分する。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

## 第 3 節 一般型乳児等通園支援事業

（設備の基準）

第 21 条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満 2 歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は満 2 歳に満たない幼児 1 人につき 1.65 平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は満 2 歳に満たない幼児 1 人につき

3. 3平方メートル以上であること。

(4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。

(6) 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。

(7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでの要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

| 階  | 区分  | 施設又は設備                                                  |
|----|-----|---------------------------------------------------------|
| 2階 | 常用  | 1 屋内階段                                                  |
|    |     | 2 屋外階段                                                  |
|    | 避難用 | 1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 |
|    |     | 2 待避上有効なバルコニー                                           |

|             |     |                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|             |     | 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備<br>4 屋外階段                                                                                                                                                                                  |
| 3 階         | 常用  | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段<br>2 屋外階段                                                                                                                                                                                  |
|             | 避難用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段<br>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備<br>3 屋外階段                                                                                                                                        |
| 4 階以上<br>の階 | 常用  | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段<br>2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段                                                                                                                                                        |
|             | 避難用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号の要件を満たすものとする。） |

|  |   |                                |
|--|---|--------------------------------|
|  | 2 | 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路     |
|  | 3 | 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段 |

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他利用乳幼児が出入し、又は通行する場所に、利用乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報す

る設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(職員の基準)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する北海道知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。

3 乳児等通園支援従事者は、専ら一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している

児童の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第 2 3 条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 2 3 年厚生省令第 6 3 号）第 3 5 条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第 2 4 条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

#### 第 4 節 余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第 2 5 条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる条例に定める基準による。

- (1) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号）
- (2) 家庭的保育事業等を行う事業所 厚真町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 7 年条例第 7 号）（居宅訪問型保育事業に係る部分を除く。）

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

### 第3章 雑則

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第 2 号

厚真町子ども・子育て会議設置条例の制定について

厚真町子ども・子育て会議設置条例を次のように制定しようとする。

令和 7 年 9 月 1 8 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

## 厚真町子ども・子育て会議設置条例

### (設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項及びこども基本法（令和4年法律第77号。）第13条第3項の規定に基づき、厚真町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 会議は、委員7人以内で組織する。

2 会議の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他町長が必要と認めた者

### (委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

2 委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第4条 会議には、会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会議を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (議事)

第5条 会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、

議長の決するところによる。

- 4 会議は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（書面による決議）

第6条 子ども・子育て会議は、次のいずれかに該当するときは、書面による決議を行うことができる。

- (1) 緊急の議決を要し、かつ、会議の招集又は成立が困難なとき。  
(2) 前号に掲げるもののほか会長が軽微な事案と認めるとき。

- 2 委員は、回答期日内の書面の送付をもって会議に出席したものとする。ただし、委員の署名がない書面は無効とする。

（庶務）

第7条 会議の庶務は、住民課において処理する。

（守秘義務）

第8条 委員は、会議の職務上知り得た個人情報等の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が町長の同意を得て定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（厚真町非常勤公職者の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正）

- 2 厚真町非常勤公職者の報酬及び費用弁償支給条例（昭和31年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1（第1条関係）の嘱託獣医の項の次に次の項を加える。

|             |    |        |
|-------------|----|--------|
| 子ども・子育て会議委員 | 日額 | 9, 500 |
|-------------|----|--------|



議案第 3 号

厚南老人デイサービスセンター設置条例の廃止について

厚南老人デイサービスセンター設置条例を廃止することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 18 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

## 厚南老人デイサービスセンター設置条例を廃止する条例

厚南老人デイサービスセンター設置条例（平成10年条例第1号）は廃止する。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 4 号

厚真町高齢者生活福祉センター条例の一部改正について

厚真町高齢者生活福祉センター条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 7 年 9 月 1 8 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

## 厚真町高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例

厚真町高齢者生活福祉センター条例（平成13年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（補完施設）

第2条の2 生活福祉センターに、その機能を補完する施設として次の施設を置く。

名称 厚真町高齢者生活福祉センター（サテライト）

位置 厚真町字上厚真42番地1

第3条第1号中、「小規模多機能ホーム「ほんごう」」の次に「・サテライト型小規模多機能ホーム「かみあつま」」を加える。

第4条第1号中「24人」を「29人以下」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 5 号

厚南老人デイサービスセンターの指定管理者の指定事項の変更について

厚南老人デイサービスセンターの指定管理者の指定事項を変更するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 8 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

## 記

### 1 公の施設の名称

厚南老人デイサービスセンター

### 2 指定管理者となる団体の名称及び所在

名称 社会福祉法人 北海道厚真福祉会

理事長 近藤 泰行

所在 勇払郡厚真町新町1 1 6 番地の3

### 3 指定の期間

変更前 令和5年4月1日から令和10年3月31日

変更後 令和5年4月1日から令和8年3月31日

議案第 6 号

町道軽舞豊丘線官光橋架替工事（上部工）請負契約の締結について

次のとおり、工事請負契約を締結する。

令和 7 年 9 月 1 8 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

## 記

- 1 契約の目的 町道軽舞豊丘線官光橋架替工事（上部工）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 80,300,000円
- 4 契約の相手方 丸博野沢・沼田経常建設共同企業体  
代表者 勇払郡厚真町新町155番地  
株式会社丸博野沢組  
代表取締役 野澤 政博  
構成員 勇払郡厚真町字宇隆371番地  
有限会社沼田重機  
代表取締役 沼田 正和

議案第 7 号

財産の取得について

次のとおり、財産を取得しようとする。

令和 7 年 9 月 1 8 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

## 記

- 1 財産の名称 地域優良賃貸住宅 5棟
- 2 規模・構造等 設置場所 厚真町字上厚真18-1  
構造 木造平屋  
延床面積 96.88㎡  
  
設置場所 厚真町字上厚真18-1  
構造 木造平屋  
延床面積 81.98㎡  
  
設置場所 厚真町字上厚真18-1  
構造 木造平屋  
延床面積 89.43㎡  
  
設置場所 厚真町字上厚真18-1  
構造 木造2階建て  
延床面積 102.68㎡  
  
設置場所 厚真町字上厚真18-1  
構造 木造2階建て  
延床面積 101.84㎡
- 3 財産の種類 不動産（建物）
- 4 取得の方法 随意契約

5 取得金額 1 5 5, 5 9 5, 0 0 0 円

6 取得の相手方 大鎮キムラ建設株式会社



議案第 8 号

財産の取得について

次のとおり、財産を取得しようとする。

令和 7 年 9 月 1 8 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

記

- |   |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |
|---|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 1 | 財産の名称  | 学校給食センター厨房機器                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |  |
| 2 | 規格等    | <p>(1) マイコンスライサー    1 台<br/>設置寸法   0.655m×0.965m×0.310m</p> <p>(2) スライサーシンク       1 台<br/>設置寸法   1.680m×0.900m×0.630m</p> <p>(3) 電動ティルティングブレージングパン       2 台<br/>設置寸法   1.325m×0.960m×1.665m</p> <p>(4) 電動缶切機                      1 台<br/>設置寸法   0.230m×0.450m×0.388m</p> <p>(5) 移動台                              1 台<br/>設置寸法   0.900m×0.600m×0.850m</p> <p>(6) エスレンコンテナ            2 個<br/>設置寸法   0.643m×0.424m×0.187m</p> |  |
| 3 | 財産の種類  | 動産（物品）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |
| 4 | 取得の方法  | 指名競争入札                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |
| 5 | 取得金額   | 10,560,000円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |
| 6 | 取得の相手方 | 株式会社   まこと商事<br>代表取締役   小納谷   誠司                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |

議案第 16 号

北海道市町村総合事務組合規約の一部変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更しようとする。

令和 7 年 9 月 18 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合規約（平成31年2月22日市町村第1877号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1 檜山振興局（11）の項中「（11）」を「（10）」に改め、「江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

別表第2の9の項中「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

議案第 17 号

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を次のとおり変更しようとする。

令和 7 年 9 月 18 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合理約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表(2)一部事務組合及び広域連合の表檜山管内の項中「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第 18 号

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を次のとおり変更しようとする。

令和 7 年 9 月 18 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

報告第 7 号

### 専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 18 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

專決処分書

物損事故による事故の損害賠償の額を決定し、和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年8月18日専決処分

厚真町長 宮坂尚市朗

- |   |        |                                                                                                                             |
|---|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和7年6月10日 12時50分                                                                                                            |
| 2 | 事故発生場所 | 勇払郡厚真町字上厚真252番14<br>上厚真中央公園 駐車場                                                                                             |
| 3 | 賠償の相手方 | <div></div> <div></div>                                                                                                     |
| 4 | 事故の概要  | 会計年度任用職員が運転する学校給食配送車両が、厚南地区の配送を終え、午後のコンテナ回収のため当該駐車場で待機していたところ、発進した際に、隣に駐車していた相手方車両に接触し、相手方車両の前方を破損した。事故当時、相手方車両に人は乗っていなかった。 |
| 5 | 示談の内容  | 相手方には過失がないため、過失割合を町の10割負担とし、本件事故に関する合意に至った。                                                                                 |
| 6 | 損害賠償額  | 金 618,885円                                                                                                                  |

報告第 8 号

令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和 6 年度決算に基づくそれぞれの比率について監査委員の審査意見とともに別紙のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 18 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

## 健全化判断比率

(単位：％)

| 実質赤字比率    | 連結実質赤字比率  | 実質公債費比率  | 将来負担比率    |
|-----------|-----------|----------|-----------|
| —         | —         | 12.8     | —         |
| ( 15.00 ) | ( 20.00 ) | ( 25.0 ) | ( 350.0 ) |

( ) は早期健全化基準

## 資金不足比率

(単位：％)

| 会計の名称    | 資金不足比率 | 備 考             |
|----------|--------|-----------------|
| 簡易水道事業会計 | —      | 経営健全化基準<br>20.0 |
| 下水道事業会計  | —      |                 |

厚 監 査 号  
令和7年8月26日

厚真町長 宮坂 尚市朗 様

厚真町監査委員 佐 藤 公 博  
厚真町監査委員 高 田 芳 和

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、別紙のとおり意見を提出します。

(監査委員事務室 酒井)

# 健全化判断比率審査意見書

## 第1 審査の概要

この健全化判断比率審査は、令和6年度厚真町一般会計及び特別会計等の決算書等に基づき、町長から提出された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 第2 審査の結果

### 1 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

| 比 率 名    | 令和6年度算定<br>健全化判断比率 | 基 準 (参 考) |        |
|----------|--------------------|-----------|--------|
|          |                    | 早期健全化基準   | 財政再生基準 |
| 実質赤字比率   | — %                | 15 %      | 20 %   |
| 連結実質赤字比率 | — %                | 20 %      | 30 %   |
| 実質公債費比率  | 12.8 %             | 25 %      | 35 %   |
| 将来負担比率   | — %                | 350 %     |        |

- 注) 1 実質赤字比率は、黒字であることから算定されない。  
 2 連結実質赤字比率は、資金剰余（黒字）であることから算定されない。  
 3 将来負担比率は、将来負担額よりも充当可能財源等が上回っていることから算定されない。

### 2 個別意見

#### (1) 実質公債費比率について

令和6年度の実質公債費比率は、12.8%（前年度比－0.6ポイント）となっており、早期健全化基準の25%を下回っているが、今後ともより一層の財政の健全化に努められるとともに、慎重な財政運営を行ってほしい。

# 資金不足比率審査意見書

## 第1 審査の概要

この資金不足比率審査は、令和6年度厚真町の各公営企業会計の決算に基づき、町長から提出された資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 第2 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

| 会計の名称    | 令和6年度算定<br>資金不足比率 | 経営健全化基準<br>(参 考) |
|----------|-------------------|------------------|
| 簡易水道事業会計 | — %               | 20 %             |
| 下水道事業会計  | — %               | 20 %             |

注) 各会計の資金不足比率は、資金剰余（黒字）であることから算定されない。



認定第 1 号

令和 6 年度厚真町一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度厚真町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 8 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗



認定第 2 号

令和 6 年度厚真町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度厚真町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 8 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗



認定第 3 号

令和 6 年度厚真町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度厚真町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 8 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗



認定第4号

令和6年度厚真町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度厚真町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和7年9月18日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗



認定第 5 号

令和 6 年度厚真町簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定について

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度厚真町簡易水道事業会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 18 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗



認定第 6 号

令和 6 年度厚真町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度厚真町下水道事業会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 18 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚 監 査 号  
令和7年8月25日

厚真町長 宮 坂 尚市朗 様

厚真町監査委員 佐 藤 公 博  
厚真町監査委員 高 田 芳 和

令和6年度厚真町各会計歳入歳出決算審査結果について  
地方自治法第233条第2項の規定による、令和6年度厚真町の一般会計、  
国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険事業特別会計  
の歳入歳出決算の審査結果について、別紙のとおり意見を付して提出します。

# 決 算 の 概 要 及 び 意 見

## 1 審査対象

- 1) 令和6年度厚真町一般会計歳入歳出決算
- 2) 令和6年度厚真町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 3) 令和6年度厚真町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 4) 令和6年度厚真町介護保険事業特別会計歳入歳出決算

## 2 審査期間

令和7年8月7日（木）、21日（木）の2日間

## 3 審査方法

令和6年度厚真町各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び決算参考資料について、所管担当者の説明を求め、計数の正否及び予算執行の適否について審査を行った。

## 4 決算の概要

### 1) 各会計の総括

令和6年度厚真町各会計の決算を総括すると、

- ・ 歳入決算額は、141億907万8,878円  
（一般会計 126億9,205万5,092円、特別会計 14億1,702万3,786円）
- ・ 歳出決算額は、135億4,783万5,793円  
（一般会計 121億4,056万6,486円、特別会計 14億726万9,307円）
- ・ 歳入歳出差引残額は、5億6,124万3,085円であるが、これから翌年度へ繰り越すべき財源（繰越明許費）2億4,097万1,773円を差し引いた実質収支額は、3億2,027万1,312円である。

### ○ 財政収支の推移（参考）

（単位：千円）

| 年<br>度 | 決 算 額      |            |           | 繰 越<br>明許費 | 実 質<br>収支額 | 単年度収支額   |
|--------|------------|------------|-----------|------------|------------|----------|
|        | 歳 入        | 歳 出        | 差 引       |            |            | 金 額      |
| 元      | 25,221,970 | 22,838,321 | 2,383,649 | 681,146    | 1,702,503  | △362,926 |
| 2      | 20,905,115 | 19,883,717 | 1,021,398 | 280,481    | 740,917    | △961,586 |
| 3      | 15,793,701 | 14,557,436 | 1,236,265 | 520,028    | 731,235    | △14,857  |
| 4      | 12,867,693 | 12,272,422 | 595,271   | 287,043    | 308,228    | △423,007 |
| 5      | 13,614,667 | 12,871,335 | 743,332   | 211,304    | 532,028    | 223,800  |
| 6      | 14,109,079 | 13,547,836 | 561,243   | 240,972    | 320,271    | △158,716 |

## 2) 一般会計

歳入歳出の決算額は、

- ・ 歳 入 126 億 9,205 万 5,092 円（予算現額に対する割合 94.82%）
- ・ 歳 出 121 億 4,056 万 6,486 円（予算現額に対する割合 90.70%）

歳入歳出差引残額は、5 億 5,148 万 8,606 円であるが、これから翌年度へ繰り越すべき財源（繰越明許費）2 億 4,097 万 1,773 円を差し引いた実質収支額は、3 億 1,051 万 6,833 円である。

### ① 歳 入

- ・ 歳入決算額は、予算現額に対し、6 億 9,292 万 1,908 円の減、調定額に対する収入率は、99.78%（前年度 99.75%）で、収入未済額は、2,735 万 8,760 円である。
- ・ 収入未済額の内訳は、多い順に 1 款町税で 1,334 万 3,416 円（48.77%）、13 款使用料及び手数料で 928 万 8,531 円（33.95%）、16 款財産収入で 453 万 9,645 円（16.59%）、20 款諸収入で 18 万 7,168 円（0.68%）である。
- ・ 不納欠損額は、43 万 4,490 円であり、全額 1 款町税である。

### ○ 地方交付税の推移（参考）

（単位：千円）

| 年 度 | 元年度       | 2 年度      | 3 年度      | 4 年度      | 5 年度      | 6 年度      |
|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 金 額 | 3,383,897 | 3,396,061 | 3,865,226 | 3,012,042 | 3,195,159 | 3,334,695 |
| 構成比 | 15.29%    | 18.91%    | 28.45%    | 28.53%    | 28.45%    | 26.27%    |

### ○ 町税の年度別収入状況（参考）

（単位：千円）

| 年 度 | 予算現額      | 調定額<br>(A) | 収 入 済 額   |       |       | 不 納<br>欠損額 | 収 入<br>未済額 |
|-----|-----------|------------|-----------|-------|-------|------------|------------|
|     |           |            | 金額(B)     | 構成比%  | B/A%  |            |            |
| 元   | 1,527,239 | 1,631,690  | 1,617,239 | 7.31  | 99.11 | 521        | 13,931     |
| 2   | 1,538,613 | 1,717,379  | 1,690,432 | 9.41  | 98.43 | 505        | 26,443     |
| 3   | 1,557,293 | 1,714,944  | 1,692,351 | 12.46 | 98.68 | 677        | 21,915     |
| 4   | 1,571,996 | 1,614,068  | 1,600,302 | 15.16 | 99.15 | 731        | 13,034     |
| 5   | 1,595,883 | 1,640,173  | 1,626,481 | 14.48 | 99.17 | 495        | 13,197     |
| 6   | 1,064,459 | 1,631,947  | 1,618,169 | 12.75 | 99.16 | 434        | 13,334     |

## ○滞納繰越状況（当該年度発生分）（参考）

（単位：千円）

| 税 目                  | 元年度   | 2年度    | 3年度    | 4年度   | 5年度   | 6年度   |
|----------------------|-------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 町民税(個人)              | 6 件   | 16 件   | 10 件   | 10 件  | 8 件   | 14 件  |
|                      | 760   | 1,148  | 320    | 692   | 336   | 551   |
| 町民税(法人)              | 0 件   | 4 件    | 3 件    | 0 件   | 1 件   | 3 件   |
|                      | 0     | 3,345  | 8,873  | 0     | 100   | 98    |
| 固 定 資 産 税            | 21 件  | 38 件   | 14 件   | 12 件  | 18 件  | 16 件  |
|                      | 1,037 | 8,846  | 745    | 718   | 736   | 631   |
| 軽自動車税                | 0 件   | 0 件    | 0 件    | 0 件   | 0 件   | 1 件   |
|                      | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 13    |
| 公営住宅使用料              | 14 件  | 8 件    | 6 件    | 1 件   | 0 件   | 0 件   |
|                      | 2,531 | 1,292  | 766    | 152   | 0     | 0     |
| 農業費分担金               | 0 件   | 0 件    | 0 件    | 0 件   | 0 件   | 0 件   |
|                      | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0     |
| 学校給食事業収入             | 1 件   | 2 件    | 0 件    | 1 件   | 3 件   | 0 件   |
|                      | 21    | 30     | 0      | 57    | 59    | 0     |
| 公営住宅共益費              | 13 件  | 7 件    | 0 件    | 0 件   | 0 件   | 0 件   |
|                      | 49    | 13     | 0      | 0     | 0     | 0     |
| 単身者住宅共益費             | 0 件   | 0 件    | 0 件    | 0 件   | 0 件   | 0 件   |
|                      | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0     |
| 土地・建物貸付収入            | 0 件   | 0 件    | 0 件    | 0 件   | 0 件   | 0 件   |
|                      | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0     |
| 駐車場使用料               | 15 件  | 6 件    | 0 件    | 0 件   | 0 件   | 0 件   |
|                      | 69    | 11     | 0      | 0     | 0     | 0     |
| 単身者住宅<br>駐車場使用料      | 0 件   | 0 件    | 0 件    | 0 件   | 0 件   | 0 件   |
|                      | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0     |
| 特公賃・定住促<br>進住宅使用料    | 1 件   | 0 件    | 0 件    | 0 件   | 0 件   | 0 件   |
|                      | 36    | 0      | 0      | 0     | 0     | 0     |
| 特公賃・定住促進住宅<br>駐車場使用料 | 1 件   | 0 件    | 0 件    | 0 件   | 0 件   | 0 件   |
|                      | 1     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0     |
| 特公賃・定住促<br>進住宅共益費    | 1 件   | 0 件    | 0 件    | 0 件   | 0 件   | 0 件   |
|                      | 1     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0     |
| 保育料(常設・こども<br>園)     | 0 件   | 2 件    | 0 件    | 0 件   | 0 件   | 0 件   |
|                      | 0     | 3      | 0      | 0     | 0     | 0     |
| 一 時 保 育              | 0 件   | 0 件    | 0 件    | 0 件   | 0 件   | 0 件   |
|                      | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0     |
| 育英資金貸付収入             | 0 件   | 0 件    | 0 件    | 0 件   | 0 件   | 0 件   |
|                      | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0     |
| その他の収入               | 0 件   | 0 件    | 0 件    | 0 件   | 0 件   | 0 件   |
|                      | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0     |
| 合 計                  | 73 件  | 83 件   | 33 件   | 24 件  | 30 件  | 34 件  |
|                      | 4,505 | 14,688 | 10,704 | 1,619 | 1,231 | 1,293 |

## ○ 不納欠損処分状況（参考）

（単位：千円）

| 税 目              | 元年度 | 2 年度 | 3 年度 | 4 年度 | 5 年度 | 6 年度 |
|------------------|-----|------|------|------|------|------|
| 町民税(個人)          | 1 件 | 5 件  | 1 件  | 9 件  | 0 件  | 3 件  |
|                  | 13  | 130  | 35   | 233  | 0    | 68   |
| 町民税(法人)          | 0 件 | 0 件  | 0 件  | 0 件  | 0 件  | 0 件  |
|                  | 0   | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 固 定 資 産 税        | 6 件 | 5 件  | 11 件 | 5 件  | 5 件  | 5 件  |
|                  | 508 | 375  | 643  | 498  | 495  | 366  |
| 軽 自 動 車 税        | 0 件 | 0 件  | 0 件  | 0 件  | 0 件  | 0 件  |
|                  | 0   | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 特別土地保有税          | 0 件 | 0 件  | 0 件  | 0 件  | 0 件  | 0 件  |
|                  | 0   | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 公営住宅使用料          | 0 件 | 0 件  | 0 件  | 0 件  | 0 件  | 0 件  |
|                  | 0   | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 公営住宅共益費          | 0 件 | 0 件  | 0 件  | 0 件  | 0 件  | 0 件  |
|                  | 0   | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 学校給食事業収入         | 0 件 | 0 件  | 0 件  | 0 件  | 0 件  | 0 件  |
|                  | 0   | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 保 育 料<br>(常設保育所) | 0 件 | 0 件  | 0 件  | 0 件  | 0 件  | 0 件  |
|                  | 0   | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 合 計              | 7 件 | 10 件 | 12 件 | 14 件 | 5 件  | 8 件  |
|                  | 521 | 505  | 678  | 731  | 495  | 434  |

## ② 歳 出

- ・ 歳出決算額に対する各款別の構成比率の高い主な費目は 8 款土木費の 20.41%、2 款総務費の 14.22%、11 款公債費の 12.84%、3 款民生費の 10.67%、6 款農林水産業費の 9.79%の順である。
- ・ また、予算執行率の高い主な費目は、13 款諸支出金の 100%、11 款公債費の 98.96%、1 款議会費の 98.13%、12 款給与費の 97.74%、5 款労働費の 97.08%の順である。
- ・ 翌年度繰越額（繰越明許費及び事故繰越し）は、8 款土木費で 2 億 2,964 万 2,200 円、15 款災害復旧費で 1 億 92 万 1,000 円、2 款総務費で 7,268 万 5,000 円、6 款農林水産業費で 6,452 万円、3 款民生費で 3,446 万 2,000 円、7 款商工費で 3,177 万 5,000 円、9 款消防費で 2,671 万 1,000 円であり、繰越の総額は 5 億 6,071 万 6,200 円である。
- ・ 不用額の総額は、6 億 7,807 万 3,180 円である。
- ・ 不用額の多い主な費目は、2 款総務費で 2 億 768 万 182 円 (30.38%)、8 款土木費で 1 億 8,386 万 7,506 円 (26.89%)、3 款民生費で 9,781 万 560 円 (14.31%)、6 款農林水産業費で 5,467 万 545 円 (8.00%)、10 款教育費で 5,187 万 7,137 円 (7.59%) 等である。

### 3) 特別会計

#### (1) 国民健康保険事業特別会計

歳入歳出決算額は、

- ・ 歳 入 6 億 2,760 万 2,395 円（予算現額に対する割合 100.10%）
- ・ 歳 出 6 億 2,447 万 1,388 円（予算現額に対する割合 99.6%）

歳入歳出差引額は 313 万 1,007 円で、翌年度へ繰り越すべき財源はなく、実質収支も同額で全額基金に繰り入れている。

##### ① 歳 入

- ・ 歳入決算額は、予算現額に対し 61 万 395 円の増、調定額に対する収入率は 98.56%（前年度 98.76%）、収入未済額は 918 万 689 円で、全額 1 款国民健康保険料である。
- ・ 不納欠損はない。
- ・ 一般会計からの繰入金は、4,450 万 4,513 円である。

#### ○ 国民健康保険料の年度別の収入状況（参考） （単位：千円）

| 年 度 | 予算現額    | 調定額<br>(A) | 収 入 済 額 |       |       | 不 納<br>欠 損 額 | 収 入<br>未 済 額 |
|-----|---------|------------|---------|-------|-------|--------------|--------------|
|     |         |            | 金額(B)   | 構成比%  | B/A%  |              |              |
| 元   | 156,643 | 160,630    | 153,051 | 25.74 | 95.28 | 0            | 7,589        |
| 2   | 163,480 | 163,855    | 156,850 | 24.82 | 95.72 | 146          | 6,859        |
| 3   | 176,464 | 173,163    | 167,836 | 29.75 | 96.92 | 0            | 5,306        |
| 4   | 167,851 | 158,339    | 152,933 | 25.72 | 96.59 | 0            | 5,406        |
| 5   | 168,507 | 169,344    | 161,910 | 27.42 | 95.61 | 39           | 7,395        |
| 6   | 159,436 | 165,955    | 156,774 | 24.98 | 94.47 | 0            | 9,181        |

※構成比は、収入済額の内、国民健康保険料の割合

#### ○ 一般会計からの繰入金の推移（参考） （単位：千円）

| 年 度 | 元年度    | 2 年度   | 3 年度   | 4 年度   | 5 年度   | 6 年度   |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 金 額 | 36,559 | 58,430 | 41,106 | 46,154 | 66,592 | 44,505 |
| 構成比 | 6.15%  | 9.25%  | 7.29%  | 7.76%  | 11.28% | 7.09%  |

○ 国民健康保険料の滞納繰越状況（当該年度発生分）（参考）（単位：千円）

| 区 分 | 元年度   | 2年度   | 3年度  | 4年度   | 5年度   | 6年度   |
|-----|-------|-------|------|-------|-------|-------|
| 一 般 | 19 件  | 32 件  | 13 件 | 19 件  | 33 件  | 23 件  |
|     | 1,279 | 2,381 | 888  | 1,542 | 2,580 | 3,368 |
| 退職者 | 0 件   | 0 件   | 0 件  | 0 件   | 0 件   | 0 件   |
|     | 0     | 0     | 0    | 0     | 0     | 0     |
| 合 計 | 19 件  | 件     | 13 件 | 19 件  | 33 件  | 23 件  |
|     | 1,279 | 2,381 | 888  | 1,542 | 2,580 | 3,368 |

○ 国民健康保険料の不納欠損処分状況（参考）（単位：千円）

| 区 分     | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 国民健康保険料 | 0 件 | 2 件 | 0 件 | 0 件 | 1 件 | 0 件 |
|         | 0   | 146 | 0   | 0   | 39  | 0   |
| 合 計     | 0 件 | 2 件 | 0 件 | 0 件 | 1 件 | 0 件 |
|         | 0   | 146 | 0   | 0   | 39  | 0   |

② 歳 出

- ・ 歳出決算額のうち主な費目は、2 款保険給付費で 3 億 7,161 万 3,380 円（59.51%）、3 款国民健康保険事業費納付金で 2 億 2,281 万 4,000 円（35.68%）、6 款保健事業費で 1,960 万 2,394 円（3.14%）、1 款総務費で 932 万 6,473 円（1.49%）である。この 4 款の合計は 6 億 2,356 万 6,247 円となり、決算額に対する比率は 99.82%である。
- ・ 不用額の総額は 252 万 612 円であり、不用額の多い主な費目は、6 款の保健事業費で 141 万 8,606 円（56.28%）、1 款の総務費で 55 万 7,527 円（22.12%）である。

○ 医療費等の推移（参考）

| 年 度 | 件 数<br>(件) | 費 用 額   |        | 1 人当たりの費用額 |        |
|-----|------------|---------|--------|------------|--------|
|     |            | 金 額(千円) | 対前年伸率% | 金 額(円)     | 対前年伸率% |
| 元   | 18,785     | 381,072 | △3.21  | 311,585    | 1.70   |
| 2   | 15,604     | 363,927 | △4.50  | 306,590    | △1.60  |
| 3   | 16,819     | 354,331 | △2.64  | 304,408    | △0.71  |
| 4   | 16,549     | 399,720 | 12.81  | 358,408    | 17.77  |
| 5   | 17,376     | 377,186 | △5.64  | 345,725    | △3.56  |
| 6   | 16,636     | 430,958 | 14.26  | 421,680    | 21.97  |

## (2) 後期高齢者医療特別会計

歳入歳出決算額は、

- ・ 歳 入 1 億 982 万 1,652 円（予算現額に対する割合 101.82%）
- ・ 歳 出 1 億 336 万 1,070 円（予算現額に対する割合 95.83%）

歳入歳出差引残額は、646 万 582 円である。翌年度へ繰り越すべき財源はなく、実質収支も同額である。

### ① 歳 入

- ・ 歳入決算額は、予算現額に対し 196 万 6,652 円の増である。調定額に対する収入率は 99.39%、収入未済額は 66 万 9,800 円で、全額 1 款後期高齢者医療保険料である。
- ・ 不納欠損はない。
- ・ 一般会計からの繰入金は、2,707 万 8,570 円である。

#### ○ 後期高齢者医療保険料の滞納繰越状況（当該年度発生分）（参考）（単位：千円）

| 区 分            | 元年度 | 2 年度 | 3 年度 | 4 年度 | 5 年度 | 6 年度 |
|----------------|-----|------|------|------|------|------|
| 後期高齢者<br>医療保険料 | 3 件 | 4 件  | 2 件  | 2 件  | 2 件  | 4 件  |
|                | 17  | 75   | 255  | 246  | 81   | 173  |

#### ○ 一般会計からの繰入金の推移（参考）（単位：千円）

| 年 度 | 元年度    | 2 年度   | 3 年度   | 4 年度   | 5 年度   | 6 年度   |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 金 額 | 25,246 | 27,826 | 26,148 | 26,204 | 27,336 | 27,079 |
| 構成比 | 32.28% | 30.74% | 27.94% | 26.31% | 28.56% | 24.66% |

### ② 歳 出

- ・ 歳出決算額のうち、2 款後期高齢者医療広域連合納付金は 1 億 165 万 6,124 円で、決算額に対する比率は 98.35%である。
- ・ 不用額の総額は 449 万 3,930 円であり、不用額の多い費目は、2 款後期高齢者医療広域連合納付金で 414 万 5,876 円（92.26%）である。

### (3) 介護保険事業特別会計

#### I 保険事業勘定

歳入歳出決算額は、

- ・ 歳 入 6 億 3,410 万 9,843 円（予算現額に対する割合 97.39%）
- ・ 歳 出 6 億 3,394 万 6,953 円（予算現額に対する割合 97.36%）

歳入歳出差引額は、16 万 2,890 円で、翌年度へ繰り越すべき財源はなく、実質収支も同額で全額基金に繰り入れている。

#### ① 歳 入

- ・ 歳入決算額は、予算現額に対し 1700 万 1,157 円の減である。調定額に対する収入率は 99.97%、収入未済額は 18 万 3,470 円であり、全額 1 款介護保険料である。
- ・ 不納欠損はない。
- ・ 一般会計からの繰入金は、9,049 万 8,932 円である。

#### ○ 介護保険料の滞納繰越状況（当該年度発生分）（参考）（単位：千円）

| 区 分 | 元年度 | 2 年度 | 3 年度 | 4 年度 | 5 年度 | 6 年度 |
|-----|-----|------|------|------|------|------|
| 介 護 | 0 件 | 2 件  | 2 件  | 1 件  | 2 件  | 4 件  |
| 保険料 | 0   | 20   | 44   | 42   | 109  | 125  |

#### ○ 介護保険料の不納欠損処分状況（参考）（単位：千円）

| 区 分   | 元年度 | 2 年度 | 3 年度 | 4 年度 | 5 年度 | 6 年度 |
|-------|-----|------|------|------|------|------|
| 介護保険料 | 0 件 | 0 件  | 0 件  | 0 件  | 0 件  | 0 件  |
|       | 0   | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |

#### ○ 一般会計からの繰入金の推移（参考）（単位：千円）

| 年 度 | 元年度    | 2 年度   | 3 年度   | 4 年度   | 5 年度   | 6 年度   |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 金 額 | 79,759 | 94,867 | 89,913 | 86,838 | 88,781 | 90,499 |
| 構成比 | 14.68% | 16.70% | 14.91% | 14.76% | 14.22% | 14.27% |

#### ② 歳 出

- ・ 歳出決算額のうち、2 款保険給付費は 5 億 4,437 万 7,581 円で、決算額に対する比率は 85.87%（前年度 90.53%）である。
- ・ 不用額の総額は 1,716 万 4,047 円であり、不用額の多い主な費目は、2 款保険給付費で 1,039 万 2,419 円（60.55%）、3 款地域支援事業費で 454 万 2,719 円（26.47%）である。

○ 第1号被保険者・介護給付費等の状況（参考）

| 年<br>度 | 第1号被保<br>険者年間平<br>均人員(人) | 保 険 給 付 費 等  |               |                            |                              |                            |                       |
|--------|--------------------------|--------------|---------------|----------------------------|------------------------------|----------------------------|-----------------------|
|        |                          | 施設介護サービス給付費  |               | 居宅・介護予防<br>サービス給付費<br>(千円) | 地 域 密 着 型<br>サービス給付費<br>(千円) | そ の 他 の<br>サービス給付費<br>(千円) | 地域支援<br>事 業 費<br>(千円) |
|        |                          | 月平均人員<br>(人) | 介護給付費<br>(千円) |                            |                              |                            |                       |
| 元      | 1,641                    | 64.33        | 198,264       | 73,925                     | 133,700                      | 37,844                     | 68,584                |
| 2      | 1,658                    | 65.67        | 205,204       | 75,165                     | 136,736                      | 34,204                     | 71,727                |
| 3      | 1,660                    | 84.66        | 238,263       | 85,907                     | 144,612                      | 37,822                     | 60,979                |
| 4      | 1,646                    | 82.92        | 235,656       | 83,752                     | 158,643                      | 37,041                     | 52,236                |
| 5      | 1,625                    | 87.49        | 252,325       | 83,832                     | 155,197                      | 39,397                     | 32,945                |
| 6      | 1,627                    | 87.98        | 247,122       | 97,067                     | 159,909                      | 40,280                     | 33,979                |

## Ⅱ 介護サービス事業勘定

歳入歳出決算額は、

- ・ 歳 入 4,548 万 9,896 円（予算現額に対する割合 93.19%）
- ・ 歳 出 4,548 万 9,896 円（予算現額に対する割合 93.19%）

歳入歳出差引額は、0 円で、翌年度に繰り越すべき財源もなく、実質収支も 0 円である。

### ① 歳 入

- ・ 歳入決算額は、予算現額に対し 332 万 5,104 円の減である。調定額に対する収入率は 100%となっている。
- ・ 不納欠損はない。
- ・ 一般会計からの繰入金は、4,422 万 1,752 円である。

○ サービス収入の滞納繰越状況（当該年度発生分）（参考）（単位：千円）

| 区 分   | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 自己負担金 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
|       | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   |

○ 一般会計からの繰入金の推移（参考）（単位：千円）

| 年 度 | 元年度    | 2年度    | 3年度    | 4年度    | 5年度    | 6年度    |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 金 額 | 25,540 | 46,528 | 34,129 | 39,840 | 41,695 | 44,222 |
| 構成比 | 95.34% | 97.29% | 96.34% | 96.90% | 93.91% | 97.21  |

### ② 歳 出

- ・ 歳出決算額のうち、1 款サービス事業費は 4,548 万 9,162 円で、決算額に対する比率は 99.99%（前年度 97.75%）である。
- ・ 不用額の総額は 332 万 5,104 円である。不用額の多い主な費目は、1 款サービス事業費で 312 万 4,838 円（93.98%）である。

#### 4) 実質収支に関する調書

##### (1) 一般会計

一般会計の歳入歳出差引額は5億5,148万8,606円であるが、このうちには、繰越明許費による翌年度へ繰り越すべき財源として2億4,097万1,773円が含まれているので、実質収支額は3億1,051万6,833円である。

これには、前年度の実質収支額4億3,327万8,876円が含まれているので、本年度における単年度収支は、△1億2,276万2,043円である。

##### ○ 実質収支額の推移（参考）

（単位：千円）

| 年<br>度 | 決 算 額      |            |           | 繰 越<br>明許費 | 実 質<br>収支額 | 単年度収支額   |
|--------|------------|------------|-----------|------------|------------|----------|
|        | 歳 入        | 歳 出        | 差 引       |            |            | 金 額      |
| 元      | 22,126,076 | 19,867,044 | 2,261,032 | 671,222    | 1,589,810  | △381,838 |
| 2      | 17,960,161 | 17,024,848 | 935,313   | 3,151,134  | 654,933    | △934,878 |
| 3      | 13,583,922 | 12,400,419 | 1,183,503 | 1,404,589  | 663,574    | 8,642    |
| 4      | 10,557,619 | 9,996,754  | 560,865   | 906,234    | 273,822    | △389,752 |
| 5      | 11,230,259 | 10,587,275 | 642,984   | 845,309    | 433,279    | 159,457  |
| 6      | 12,692,055 | 12,140,566 | 551,489   | 560,716    | 310,517    | △122,762 |

##### (2) 特別会計

##### ① 国民健康保険事業特別会計

国民健康保険事業会計の実質収支額は313万1,007円であるが、これには、前年度の実質収支額の350万9,375円が含まれているので、本年度における単年度収支は、△37万8,368円である。

##### ○ 実質収支額の推移（参考）

（単位：千円）

| 年<br>度 | 決 算 額   |         |        | 繰 越<br>明許費 | 実 質<br>収支額 | 単年度収支額  |
|--------|---------|---------|--------|------------|------------|---------|
|        | 歳 入     | 歳 出     | 差 引    |            |            | 金 額     |
| 元      | 594,463 | 556,532 | 37,931 | 0          | 37,931     | 20,747  |
| 2      | 631,886 | 613,067 | 18,819 | 0          | 18,819     | △19,112 |
| 3      | 564,231 | 550,491 | 13,740 | 0          | 13,740     | △5,080  |
| 4      | 594,682 | 594,258 | 424    | 0          | 424        | △13,316 |
| 5      | 590,430 | 586,921 | 3,509  | 0          | 3,509      | 3,085   |
| 6      | 627,602 | 624,471 | 3,131  | 0          | 3,131      | △378    |

② 後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療特別会計における実質収支額は646万582円であるが、これには、前年度の実質収支額418万3,210円が含まれているので、本年度における単年度収支は、227万7,372円である。

○ 実質収支額の推移（参考）

（単位：千円）

| 年<br>度 | 決 算 額   |         |       | 繰 越<br>明許費 | 実 質<br>収支額 | 単年度収支額 |
|--------|---------|---------|-------|------------|------------|--------|
|        | 歳 入     | 歳 出     | 差 引   |            |            | 金 額    |
| 元      | 78,214  | 74,972  | 3,242 | 0          | 3,242      | 771    |
| 2      | 90,526  | 86,115  | 4,411 | 0          | 4,411      | 117    |
| 3      | 93,573  | 87,940  | 5,633 | 0          | 5,633      | 1,223  |
| 4      | 99,589  | 94,682  | 4,907 | 0          | 4,907      | △726   |
| 5      | 95,700  | 91,517  | 4,183 | 0          | 4,183      | △724   |
| 6      | 109,822 | 103,361 | 6,461 | 0          | 6,461      | 2,278  |

③ 介護保険事業特別会計

I 保険事業勘定

保険事業勘定における実質収支額は16万2,890円であるが、これには、前年度の実質収支額3,801万5,693円が含まれているので、本年度における単年度収支は、△3,785万2,803円である。

○ 実質収支額の推移（参考）

（単位：千円）

| 年<br>度 | 決 算 額   |         |        | 繰 越<br>明許費 | 実 質<br>収支額 | 単年度収支額  |
|--------|---------|---------|--------|------------|------------|---------|
|        | 歳 入     | 歳 出     | 差 引    |            |            | 金 額     |
| 元      | 543,317 | 535,212 | 8,105  | 0          | 8,105      | △9,526  |
| 2      | 568,140 | 555,152 | 12,988 | 0          | 12,988     | 4,884   |
| 3      | 603,142 | 597,348 | 5,794  | 0          | 5,497      | △7,195  |
| 4      | 588,380 | 588,360 | 20     | 0          | 20         | △5,477  |
| 5      | 624,292 | 586,276 | 38,016 | 0          | 38,016     | 37,996  |
| 6      | 634,110 | 633,947 | 163    | 0          | 163        | △37,853 |

II 介護サービス事業勘定

介護サービス事業勘定における実質収支額は、歳入歳出同額であるので、0円である。

○ 実質収支額の推移（参考）

（単位：千円）

| 年<br>度 | 決 算 額  |        |     | 繰 越<br>明許費 | 実 質<br>収支額 | 単年度収支額 |
|--------|--------|--------|-----|------------|------------|--------|
|        | 歳 入    | 歳 出    | 差 引 |            |            | 金 額    |
| 元      | 29,790 | 29,790 | 0   | 0          | 0          | 0      |
| 2      | 47,823 | 47,823 | 0   | 0          | 0          | 0      |
| 3      | 35,425 | 35,425 | 0   | 0          | 0          | 0      |
| 4      | 41,116 | 41,116 | 0   | 0          | 0          | 0      |
| 5      | 44,398 | 44,398 | 0   | 0          | 0          | 0      |
| 6      | 45,490 | 45,490 |     |            |            |        |

## 5) 財産に関する調書

### (1) 公有財産

#### ① 土地及び建物

(単位：㎡)

| 区 分 |      | 前年度末現在高       | 決算年度中増減高   | 決算年度末現在高      |
|-----|------|---------------|------------|---------------|
| 土 地 | 行政財産 | 9,644,509.38  | 16,794.75  | 9,661,304.13  |
|     | 普通財産 | 15,602,631.32 | 68,811.387 | 15,671,442.70 |
|     | 合 計  | 25,247,140.70 | 85,606.13  | 25,332,746.83 |
| 建 物 | 行政財産 | 88,840.12     | 186.51     | 89,026.63     |
|     | 普通財産 | 5,558.04      | 1,329.01   | 6,887.05      |
|     | 合 計  | 94,398.16     | 1,515.52   | 95,913.68     |

土地の移動については、行政財産（公共用財産）の公営住宅△2,378.25 ㎡、都市公園用地取得 19,173.00 ㎡、普通財産（一般）の厚真町土地開発公社からの取得 56,882.38 ㎡、土地寄付 13 件で 13,498.11 ㎡などが主なものである。

建物の移動については、行政財産（公共用財産）の公営住宅△930.44 ㎡、防災備蓄倉庫建設 554.16 ㎡、上厚真エコタウン 5 棟建設 521.46 ㎡、普通財産（一般）の公営住宅で 930.44 ㎡、住宅の寄附 398.57 ㎡が主なものである。

#### ② 山林

(単位：㎡・m³)

| 区 分    |      | 前年度末現在高          | 決算年度中増減高 | 決算年度末現在高         |
|--------|------|------------------|----------|------------------|
| 山<br>林 | 行政財産 | 7, 143, 562. 86  | 0        | 7, 143, 562. 86  |
|        | 普通財産 | 15, 182, 743. 82 | 0        | 15, 171, 543. 82 |
|        | 合 計  | 22, 326, 306. 68 | 0        | 22, 326, 306. 68 |
| 立<br>木 | 行政財産 | 93, 587          | △1, 001  | 92, 586          |
|        | 普通財産 | 265, 433         | 2, 062   | 267, 495         |
|        | 合 計  | 359, 020         | 1, 061   | 360, 081         |

立木の蓄積量は、北海道が作成する森林調査簿から材積を算出している。

#### ③ 出資による権利

(単位：円)

| 出 資 数 | 前年度末現在高     | 決算年度中増減高 | 決算年度末現在高    |
|-------|-------------|----------|-------------|
| 23 件  | 186,930,903 | △470,784 | 186,460,119 |

出資による権利については、北海道市町村備荒資金組合の配分金の積立による 789,216 円の増、(株) 苫東の減資による 1,260,000 円の減である。

#### ④ 無体財産権

(単位：件)

| 区 分   | 前年度末現在高 | 決算年度中増減高 | 決算年度末現在高 |
|-------|---------|----------|----------|
| 商 標 権 | 3       | 0        | 3        |

### (2) 物 品

(単位：点)

| 物 品 数 | 前年度末現在高 | 決算年度中増減高 | 決算年度末現在高 |
|-------|---------|----------|----------|
| 341 件 | 880     | 9        | 889      |

## (3) 債 権

(単位：円)

| 債 権 数 | 前年度末現在高     | 決算年度中増減高 | 決算年度末現在高    |
|-------|-------------|----------|-------------|
| 2 件   | 118,139,844 | △218,998 | 117,920,846 |

債権の移動については、育英資金貸付金（一般育英制度）の減が主である。

## (4) 基 金

(単位：円・㎡)

| 基 金 数    | 前年度末現在高        | 決算年度中増減高       | 決算年度末現在高      |
|----------|----------------|----------------|---------------|
| 預 金 28 件 | 10,703,594,873 | △1,230,446,992 | 9,473,147,881 |
| 土 地 0    | 0              | 0              | 0             |

基金の移動については、本年度中の増減額が△12 億 3,044 万 6,992 円となっており、役場庁舎建設基金 8,928 万 3,785 円、復旧・復興基金△3 億 8,967 万 2,554 円、ふるさと応援基金△2 億 1,470 万 813 円、減債基金△2 億 1,134 万 916 円などが主なものである。

## 6) 厚真町土地開発基金運用状況調書

## ○ 土地開発基金運用状況調書

(単位：円)

| 区 分 |         |       | 前年度末現在高      | 決算年度中増減高    | 決算年度末現在高     |
|-----|---------|-------|--------------|-------------|--------------|
| 土 地 | 取 得(㎡)  |       | 83,814.31    | 0           | 83,814.31    |
|     | 譲 渡(㎡)  |       | △83,814.31   | 0           | △83,814.31   |
|     | 保 有(㎡)  |       | 0.00         | 0           | 0.00         |
| 資 金 | 受       | 原 資   | 36,000,000   | 0           | 36,000,000   |
|     |         | 収 益   | 103,832,165  | 22,039      | 103,854,204  |
|     |         | 累 計   | 139,832,165  | 22,039      | 139,854,204  |
|     | 払       | 運 用   | 439,928,876  | 54,000,000  | 493,928,876  |
|     |         | 戻 入   | △304,903,394 | △49,281,944 | △354,185,338 |
|     |         | 戻入未済額 | 135,025,482  | 4,718,056   | 139,743,538  |
|     | 現 金 残 高 |       | 4,806,683    | △4,496,017  | 110,666      |

## ○ 保有土地及び戻入未済額の内訳

(単位：円)

| 所在地 | 利 用 計 画 | 取得年月日 | 面積(㎡) | 取得価格 |
|-----|---------|-------|-------|------|
| —   | —       | —     | —     | —    |
| 計   | —       | —     | —     | —    |

## ○ 土地開発公社貸付状況

(単位：円)

| 貸付金額        | 償還金額         | 差引残額        | 備 考 |
|-------------|--------------|-------------|-----|
| 426,520,159 | △286,776,621 | 139,743,538 |     |

## 5 審査結果及び意見

- (1) 令和6年度の厚真町各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書及び実質収支に関する調書の計数は、各会計歳入歳出諸帳簿等と照合審査した結果、決算書の計数はいずれも正確であり、決算内容においても適正と認めた。
- (2) 財産に関する調書の公有財産、物品、債権及び基金の計数は、いずれも妥当であると認めた。
- (3) 固定資産税、公営住宅使用料等において、令和6年度に発生した滞納繰越の件数及び額が増えている。徴収対応に配慮し、公平な負担と財源確保の観点から適正な事務処理を行ってほしい。
- (4) 3月定例会補正予算要求において、執行残による減額補正の計上を適切に実施していただきたい。

厚 監 査 号  
令和7年8月25日

厚真町長 宮 坂 尚市朗 様

厚真町監査委員 佐 藤 公 博  
厚真町監査委員 高 田 芳 和

令和6年度厚真町簡易水道事業会計決算審査結果について  
地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された令和6年度厚真町簡易水道事業会計決算の審査結果について、別紙のとおり意見を付して提出します。

## 決 算 の 概 要 及 び 意 見

### 1 審査対象

令和6年度厚真町簡易水道事業会計決算

### 2 審査期間

令和7年8月7日（木）、21日（木）の2日間

### 3 審査の方法

決算の審査にあたっては、審査に付された決算書類及び財務諸表並びに付属書類が適法に作成され、事業の経営成績及び財務状態が適正に表示されているか否かを検証するため、関係諸帳簿等を照合するとともに、関係職員の説明を求め、係数の正否、法令上の適否について審査を行った。

### 4 審査の結果

審査に付された令和6年度厚真町簡易水道事業会計決算書は、関係法令に準拠して作成され、計数は正確であり、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められた。

## 5 決算の概要

### 1. 事業の概要

本年度の業務等の実績を前年度と比較すると次表のとおりである。

#### ○ 業務量

| 区 分         | 単<br>位         | 令和6年度<br>A | 令和5年度<br>B | 比較増減<br>A-B C | 増減率<br>C/B (%) |
|-------------|----------------|------------|------------|---------------|----------------|
| 行政区域内人口 D   | 人              | 4,208      | 4,255      | △47           | △1.10          |
| 給水人口 E      | 人              | 4,016      | 4,073      | △57           | △1.40          |
| 給水普及率 (E/D) | %              | 95.44      | 95.72      | △0.28         | △0.29          |
| 給水戸数        | 戸              | 2,012      | 2,004      | 8             | 0.40           |
| 年間総配水量 F    | m <sup>3</sup> | 635,036    | 629,759    | 5,277         | 0.84           |
| 年間有収水量 G    | m <sup>3</sup> | 502,387    | 532,996    | △30,609       | △5.74          |

本年度末における給水人口は、4,016人で、前年度と比較して57人減少し、給水戸数は2,012戸で、前年度と比較して8戸増加している。

年間総配水量は、635,036 m<sup>3</sup>で、前年度と比較して5,277 m<sup>3</sup>増加し、有収水量は502,387 m<sup>3</sup>で、前年度と比較して30,609 m<sup>3</sup>減少している。

## 2. 予算の執行状況

### (1) 収益的収入及び支出

収益的収入および支出の執行状況は次表のとおりである。

#### ○ 収入

(単位:円、%)

| 区 分      | 予算額         | 決算額         | 予算額との比較    | 収入率    |
|----------|-------------|-------------|------------|--------|
| 簡易水道事業収益 | 346,071,000 | 400,581,757 | 54,510,757 | 115.75 |
| 営業収益     | 131,879,000 | 136,751,830 | 4,872,830  | 103.69 |
| 営業外収益    | 214,192,000 | 263,829,027 | 49,637,027 | 123.17 |

収入は、簡易水道事業収益の予算額 346,071,000 円に対して決算額は 400,581,757 円で、予算額に対して収入率は 115.75%、54,510,757 円増加している。

#### ○ 支出

(単位:円、%)

| 区 分      | 予算額         | 決算額         | 不用額        | 執行率   |
|----------|-------------|-------------|------------|-------|
| 簡易水道事業費用 | 485,278,000 | 461,635,690 | 23,642,310 | 95.13 |
| 営業費用     | 453,623,053 | 438,533,910 | 15,089,143 | 96.67 |
| 営業外費用    | 20,839,947  | 12,385,687  | 8,454,260  | 59.43 |
| 特別損失     | 10,815,000  | 10,716,093  | 98,907     | 99.06 |

支出は、簡易水道事業費用の予算額 485,278,000 円に対して決算額は 461,635,690 円で、予算額に対して執行率は 95.13%、23,642,310 円の不用額となっている。

なお、特別損失 10,716,093 円については、過年度賞与引当金繰入額及び過年度消費税納付額である。

(2) 資本的収入及び支出

資本的収入及び支出の執行状況は次表のとおりである。

○ 収入

(単位:円、%)

| 区 分    | 予算額         | 決算額         | 予算額との比較     | 収入率    |
|--------|-------------|-------------|-------------|--------|
| 資本的収入  | 511,312,000 | 451,951,350 | △59,360,650 | 88.39  |
| 企業債    | 158,100,000 | 144,200,000 | △13,900,000 | 91.20  |
| 他会計出資金 | 206,416,000 | 168,000,000 | △38,416,000 | 81.39  |
| 他会計補助金 | 3,600,000   | 3,600,000   | 0           | 100.00 |
| 工事負担金  | 36,000,000  | 28,955,350  | △7,044,650  | 80.43  |
| 基金繰入金  | 107,196,000 | 107,196,000 | 0           | 100.00 |

収入は、予算額 511,312,000 円に対して決算額は 451,951,350 円で、予算額に対して収入率は、88.39%、59,360,650 円の減額となっている。

○ 支出

(単位:円、%)

| 区 分    | 予算額         | 決算額         | 不用額        | 執行率   |
|--------|-------------|-------------|------------|-------|
| 資本的支出  | 573,342,000 | 556,548,680 | 16,793,320 | 97.07 |
| 建設改良費  | 197,945,000 | 181,523,760 | 16,421,240 | 91.70 |
| 企業債償還金 | 375,302,000 | 374,938,540 | 363,460    | 99.90 |
| 基金繰出金  | 95,000      | 86,380      | 8,620      | 90.93 |

支出は、予算額 573,342,000 円に対して決算額は 556,548,680 円で、予算額に対して執行率は 97.07%、16,793,320 円の不用額となっている。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 104,597,330 円は、引継金 27,582,212 円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 13,542,584 円及び当年度分損益勘定留保資金 63,472,534 円で補てんされている。

### 3. 経営成績

本年度収益的収支の総収益は、377,018,944 円となり、総費用が 451,615,461 円である。

#### (1) 総収益の内訳

(単位:円、%)

| 区 分       | 令和 6 年度     | 令和 5 年度 | 比較増減 | 増減率 |
|-----------|-------------|---------|------|-----|
| 営業収益      | 124,342,081 | —       | —    | —   |
| 給水収益      | 122,246,281 | —       | —    | —   |
| その他営業収益   | 2,095,800   | —       | —    | —   |
| 営業外収益     | 252,676,863 | —       | —    | —   |
| 受取利息及び配当金 | 131,435     | —       | —    | —   |
| 他会計補助金    | 138,420,000 | —       | —    | —   |
| 長期前受金戻入   | 114,116,973 | —       | —    | —   |
| 雑収益       | 8,455       | —       | —    | —   |
| 合計 (総収益)  | 377,018,944 | —       | —    | —   |

総収益の内訳については、営業収 124,342,081 円と営業外収益 252,676,863 円である。

営業収益の内訳は、給水収益が 122,246,281 円、その他営業収益が 2,095,800 円となっている。

## (2) 総費用の内訳

(単位:円、%)

| 区 分           | 令和6年度       | 令和5年度 | 比較増減 | 増減率 |
|---------------|-------------|-------|------|-----|
| 営業費用          | 428,133,134 | —     | —    | —   |
| 原水及び浄水費       | 75,708,118  | —     | —    | —   |
| 配水及び給水費       | 19,467,680  | —     | —    | —   |
| 総係費           | 19,644,837  | —     | —    | —   |
| 減価償却費         | 313,312,499 | —     | —    | —   |
| 営業外費用         | 12,766,234  | —     | —    | —   |
| 支払利息及び企業債取扱諸費 | 12,373,587  | —     | —    | —   |
| 雑支出           | 392,647     | —     | —    | —   |
| 特別損失          | 10,716,093  | —     | —    | —   |
| 合計（総費用）       | 451,615,461 | —     | —    | —   |

総費用の内訳については、営業費用 428,133,134 円と営業外費用 12,766,234 円、特別損失 10,716,093 円である。

営業費用の内訳は、原水及び浄水費 75,708,118 円、配水及び給水費 19,467,680 円、総係費 19,644,837 円、減価償却費 313,312,499 円となっている。

営業外費用の内訳は、支払利息及び企業債取扱諸費 12,373,587 円と雑支出 392,647 円となっている。

特別損失の内訳は、過年度賞与引当金繰入額 421,093 円、過年度消費税納付額 10,295,000 円となっている。

#### 4. 財政状態

##### (1) 資産

(単位:円、%)

| 区 分  | 令和6年度         | 令和5年度 | 比較増減 | 増減率 |
|------|---------------|-------|------|-----|
| 固定資産 | 7,849,449,761 | —     | —    | —   |
| 流動資産 | 71,796,733    | —     | —    | —   |
| 資産合計 | 7,921,246,494 | —     | —    | —   |

資産総額は、7,921,246,494 円で、内訳は、固定資産が 7,849,449,761 円、流動資産が 71,796,733 円となっている。

##### (2) 負債

(単位:円、%)

| 区 分  | 令和6年度         | 令和5年度 | 比較増減 | 増減率 |
|------|---------------|-------|------|-----|
| 固定負債 | 4,633,727,582 | —     | —    | —   |
| 流動負債 | 386,218,928   | —     | —    | —   |
| 繰延収益 | 2,273,746,520 | —     | —    | —   |
| 負債合計 | 7,293,693,030 | —     | —    | —   |

負債総額は 7,293,693,030 円で、内訳は、固定負債が 4,633,727,582 円、流動負債が 386,218,928 円、繰延収益が 2,273,746,520 円となっている。

##### (3) 資本

(単位:円、%)

| 区 分  | 令和6年度       | 令和5年度 | 比較増減 | 増減率 |
|------|-------------|-------|------|-----|
| 資本金  | 664,145,333 | —     | —    | —   |
| 剰余金  | △36,591,869 | —     | —    | —   |
| 資本合計 | 627,553,464 | —     | —    | —   |

資本総額は、627,553,464 円で、内訳は、資本金が 664,145,333 円、剰余金が△36,591,869 円となっている。

## 5. キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書の状況は、資金期首残高 22,690,722 円に対して、資金期末残高は 50,366,544 円となっており、資金増加額は 27,675,822 円となっている。。

この内訳は、業務活動によるものが 114,070,992 円、投資活動によるものが△25,356,630 円、財務活動によるものが△61,038,540 円となっている。

## 6. 経営状況

### (1) 経営指標

| 指 標    | R6    | R5 |                                                             |
|--------|-------|----|-------------------------------------------------------------|
| 経常収支比率 | 85.51 | —  | 当該年度において給水収益や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標 |
| 料金回収率  | 37.41 | —  | 給水にかかる費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表す指標                              |
| 管路経年化率 | 14.46 | —  | 法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表す指標                                      |
| 管路更新率  | 1.00  | —  | 当該年度において更新した管路延長の割合を表す指標                                    |

経営の健全性を示す経常収支比率は、有収水量の減少に伴う給水収益の減少等により、85.51%となっている。また、料金回収率は会計全体で 37.41%と、事業に必要な費用を給水収益で賄えていない状況にある。

管路経年化率は、14.46%と施設の老朽化が進んでいるのに対して、管路更新率は 1.00%に留まっている。

厚 監 査 号  
令和 7 年 8 月 2 5 日

厚真町長 宮 坂 尚市朗 様

厚真町監査委員 佐 藤 公 博  
厚真町監査委員 高 田 芳 和

令和 6 年度厚真町下水道事業会計決算審査結果について  
地方公営企業法第 3 0 条第 2 項の規定により審査に付された令和 6 年度厚真  
町下水道事業会計決算の審査結果について、別紙のとおり意見を付して提出し  
ます。

## 決 算 の 概 要 及 び 意 見

### 1 審査の対象

令和6年度厚真町下水道事業会計決算

### 2 審査の期間

令和7年8月7日（木）、21日（木）の2日間

### 3 審査の方法

決算の審査にあたっては、審査に付された決算書類及び財務諸表並びに付属書類が適法に作成され、事業の経営成績及び財務状態が適正に表示されているか否かを検証するため、関係諸帳簿等を照合するとともに、関係職員の説明を求め、係数の正否、法令上の適否について審査を行った。

### 4 審査の結果

審査に付された令和6年度厚真町下水道事業会計決算書は、関係法令に準拠して作成され、計数は正確であり、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められた。

## 5 決算の概要

### 1. 事業の概要

本年度の業務等の実績を前年度と比較すると次表のとおりである。

#### ○ 業務実績表

| 区 分                | 単<br>位         | 令和 6 年度<br>A | 令和 5 年度<br>B | 比較増減<br>A-B C | 増減率<br>C/B (%) |
|--------------------|----------------|--------------|--------------|---------------|----------------|
| 行政区域内人口            | 人              | 4,208        | 4,255        | △47           | △1.10          |
| 処理区域内人口<br>(下水道)   | 人              | 1,613        | 1,631        | △18           | △1.10          |
| 処理区域内人口<br>(浄化槽)   | 人              | 2,595        | 2,624        | △29           | △1.11          |
| 普及率(下水道)           | %              | 38.33        | 38.33        | 0             | 0.00           |
| 普及率(浄化槽)           | %              | 61.67        | 61.67        | 0             | 0.00           |
| 水洗化人口(下水道)         | 人              | 1,601        | 1,618        | △17           | △1.05          |
| 水洗化人口(浄化槽)         | 人              | 2,038        | 2,041        | △3            | △0.15          |
| 水洗化率(下水道)          | %              | 99.26        | 99.20        | 0.06          | 0.06           |
| 水洗化率(浄化槽)          | %              | 78.54        | 77.78        | 0.76          | 0.98           |
| 汚水処理水量／年<br>(下水道)  | m <sup>3</sup> | 172,652      | 172,478      | 174           | 0.10           |
| 汚水総処理水量／年<br>(浄化槽) | m <sup>3</sup> | 121,575      | 121,273      | 302           | 0.25           |

本年度末における行政区域内人口は、4,208 人で、前年度と比較して 47 人（1.1%）減少、処理区域内人口は、下水道が 1,613 人で、前年度と比較して 18 人（1.1%）、浄化槽が 2,595 人で、前年度と比較して 29 人（1.11%）減少しており、普及率は、下水道が 38.33%、浄化槽が 61.67%で、前年度同様である。

また、水洗化人口は、下水道が 1,601 人で、前年度と比較して 17 人（1.05%）減少、浄化槽が 2,038 人で、前年度と比較して 3 人（0.15%）減少している。

下水道施設における年間総汚水処理水量は、下水道が 172,652 m<sup>3</sup>で、前年度と比較して 174 m<sup>3</sup>（0.10%）、浄化槽が 121,575 m<sup>3</sup>で、前年度と比較して 302 m<sup>3</sup>（0.25%）増加している。

## 2. 予算の執行状況

### (1) 収益的収入及び支出

収益的収入および支出の執行状況は次表のとおりである。

#### ○ 収入

(単位:円、%)

| 区 分     | 予算額         | 決算額         | 予算額との比較   | 収入率    |
|---------|-------------|-------------|-----------|--------|
| 下水道事業収益 | 237,590,000 | 245,124,384 | 7,534,384 | 103.17 |
| 営業収益    | 59,448,000  | 63,203,490  | 3,755,490 | 106.32 |
| 営業外収益   | 178,142,000 | 181,920,894 | 3,778,894 | 102.12 |

収入は、下水道事業収益の予算額 237,590,000 円に対して決算額は 245,124,384 円で、予算額に対して収入率は 103.17%、7,534,384 円増加している。

#### ○ 支出

(単位:円、%)

| 区 分     | 予算額         | 決算額         | 不用額       | 執行率   |
|---------|-------------|-------------|-----------|-------|
| 下水道事業費用 | 237,590,000 | 229,558,221 | 8,031,779 | 96.62 |
| 営業費用    | 226,427,460 | 222,467,981 | 3,959,479 | 98.25 |
| 営業外費用   | 7,401,440   | 4,052,280   | 3,349,160 | 54.75 |
| 特別損失    | 3,761,100   | 3,037,960   | 723,140   | 80.77 |

支出は、下水道事業費用の予算額 237,590,000 円に対して決算額は 229,558,221 円で、予算額に対して執行率は 96.62%、8,031,779 円の不用額となっている。

なお、特別損失 3,037,960 円については、過年度賞与引当金繰入額及び過年度消費税納付額である。

(2) 資本的収入及び支出

資本的収入及び支出の執行状況は次表のとおりである。

○ 収入

(単位:円、%)

| 区 分    | 予算額        | 決算額        | 予算額との比較     | 収入率    |
|--------|------------|------------|-------------|--------|
| 資本的収入  | 84,959,000 | 68,771,100 | △14,487,900 | 80.95  |
| 企業債    | 35,400,000 | 26,900,000 | △8,500,000  | 75.99  |
| 他会計出資金 | 23,536,000 | 24,470,600 | 934,600     | 103.97 |
| 他会計補助金 | 2,144,000  | 1,209,400  | △934,600    | 56.41  |
| 補助金    | 14,119,000 | 10,069,500 | △4,049,500  | 71.32  |
| 負担金    | 3,082,000  | 4,443,600  | 1,361,600   | 144.18 |
| 基金繰入金  | 1,678,000  | 1,678,000  | 0           | 100.00 |
| 貸付金償還  | 5,000,000  | 0          | △5,000,000  | 0      |

収入は、予算額 84,959,000 円に対して決算額は 68,771,100 円で、収入率は 80.95%、予算額に対して 14,487,900 円減少している。

○ 支出

(単位:円、%)

| 区 分    | 予算額         | 決算額         | 翌年度繰越額 | 不用額        | 執行率    |
|--------|-------------|-------------|--------|------------|--------|
| 資本的支出  | 138,835,000 | 123,175,683 | 0      | 15,659,317 | 88.72  |
| 建設改良費  | 53,045,000  | 42,383,000  | 0      | 10,662,000 | 79.90  |
| 企業債償還金 | 80,774,000  | 80,773,155  | 0      | 845        | 99.99  |
| 貸付金    | 5,000,000   | 0           | 0      | 5,000,000  | 0      |
| 基金繰出金  | 16,000      | 19,528      | 0      | △3,528     | 122.05 |

支出は、予算額 138,835,000 円に対して決算額は 123,175,683 円で、予算額に対して執行率は 88.72%、15,659,317 円の不用額である。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 54,404,583 円は、引継金 12,756,306 円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,662,410 円及び当年度分損益勘定留保資金 38,985,867 円で補てんされている。

### 3. 経営成績

本年度収益的収支の総収益は、238,017,687 円となり、総費用が 225,113,934 円である。

#### (1) 総収益の内訳

(単位:円、%)

| 区 分       | 令和 6 年度     | 令和 5 年度 | 比較増減 | 増減率 |
|-----------|-------------|---------|------|-----|
| 営業収益      | 57,476,825  | —       | —    | —   |
| 下水道使用料    | 57,266,825  | —       | —    | —   |
| その他営業収益   | 210,000     | —       | —    | —   |
| 営業外収益     | 180,540,862 | —       | —    | —   |
| 受取利息及び配当金 | 40,003      | —       | —    | —   |
| 他会計補助金    | 105,710,000 | —       | —    | —   |
| 長期前受金戻入   | 74,181,549  | —       | —    | —   |
| 雑収益       | 609,310     | —       | —    | —   |
| 合計（総収益）   | 238,017,687 | —       | —    | —   |

総収益の内訳については、営業収益 57,476,825 円と営業外収益 180,540,862 円である。

営業収益の内訳は、下水道使用料が 57,266,825 円、その他営業収益が 210,000 円となっている。

## (2) 総費用の内訳

(単位:円、%)

| 区 分           | 令和 6 年度     | 令和 5 年度 | 比較増減 | 増減率 |
|---------------|-------------|---------|------|-----|
| 営業費用          | 215,436,578 | —       | —    | —   |
| 管渠費           | 1,661,174   | —       | —    | —   |
| 処理場費          | 33,084,438  | —       | —    | —   |
| 浄化槽費          | 33,427,919  | —       | —    | —   |
| 総係費           | 18,302,157  | —       | —    | —   |
| 減価償却費         | 128,960,890 |         |      |     |
| 営業外費用         | 6,639,396   | —       | —    | —   |
| 支払利息及び企業債取扱諸費 | 4,050,680   | —       | —    | —   |
| 雑支出           | 2,588,716   | —       | —    | —   |
| 特別損失          | 3,037,960   | —       | —    | —   |
| 合計 (総費用)      | 225,113,934 | —       | —    | —   |

総費用の内訳については、営業費用 215,436,578 円と営業外費用 6,639,396 円、特別損失 3,037,960 円である。

営業費用の内訳は、管渠費 1,661,174 円、処理場費 33,084,438 円、浄化槽費 33,427,919 円、総係費 18,302,157 円、減価償却費 128,960,890 円となっている。

営業外費用の内訳は、支払利息及び企業債取扱諸費 4,050,680 円と雑支出 2,588,716 円となっている。

特別損失の内訳は、過年度賞与引当金繰入額及び過年度消費税納付額である。

#### 4. 財政状態

##### (1) 資産

(単位:円、%)

| 区 分  | 令和6年度         | 令和5年度 | 比較増減 | 増減率 |
|------|---------------|-------|------|-----|
| 固定資産 | 2,780,063,459 | —     | —    | —   |
| 流動資産 | 47,542,621    | —     | —    | —   |
| 資産合計 | 2,827,606,080 | —     | —    | —   |

資産総額は、2,827,606,080 円で、内訳は、固定資産が 2,780,063,459 円、流動資産が 47,542,621 円となっている。

##### (2) 負債

(単位:円、%)

| 区 分  | 令和6年度         | 令和5年度 | 比較増減 | 増減率 |
|------|---------------|-------|------|-----|
| 固定負債 | 798,697,014   | —     | —    | —   |
| 流動負債 | 102,067,911   | —     | —    | —   |
| 繰延収益 | 1,527,669,041 | —     | —    | —   |
| 負債合計 | 2,428,433,966 | —     | —    | —   |

負債総額は 2,428,433,966 円で、内訳は、固定負債が 798,697,014 円、流動負債が 102,067,911 円、繰延収益が 1,527,669,041 円となっている。

##### (3) 資本

(単位:円、%)

| 区分   | 令和6年度       | 令和5年度 | 比較増減 | 増減率 |
|------|-------------|-------|------|-----|
| 資本金  | 359,217,617 | —     | —    | —   |
| 剰余金  | 39,954,497  | —     | —    | —   |
| 資本合計 | 399,172,114 | —     | —    | —   |

資本総額は、399,172,114 円で、内訳は、資本金が 359,217,617 円、剰余金が 39,954,497 円となっている。

## 5. キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書の状況は、資金期首残高 31,949,686 円に対し、資金期末残高は 37,137,999 円となっており、資金増加額は 5,188,313 円となっている。

この内訳は、業務活動によるものが 55,039,896 円、投資活動によるものが△22,149,028 円、財務活動によるものが△27,702,555 円となっている。

## 6. 経営状況

### (1) 経営指標

| 指 標    | R6     | R5 | 経営指標の概要                                                      |
|--------|--------|----|--------------------------------------------------------------|
| 経常収支比率 | 107.18 | —  | 当該年度において使用料収入や一般会計からの繰入金の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているのかを表す指標 |
| 管路経年化率 | 4.13   | —  | 法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表す指標                                       |

経常収支比率は、経営安定のための一般会計からの基準外繰入金もあり比率は 100%を超えて安定している。ただし、一般会計からの繰入金がなければ、100%を割り込むこととなるため経費や料金設定について検討の必要がある。また、管路経年化率は 4.13%であり、更新のための財源確保が困難なことから、更新は先送りとしており、より健全な経営を達成するための施策の検討が喫緊の課題である。